

子ども向け自転車教室等開催事業の委託仕様書

1 事業目的

子どもたちに自転車の乗り方や楽しさを教えながら、同時に保護者にもサイクリングの楽しさや子どもに自転車の乗り方を教えることができる自転車教室を開催することで、本県が提唱する「自転車新文化」のファミリー層への普及を図ることを目的とする。

2 事業期間

契約の日から令和2年3月末まで

3 事業費

金7,000,000円以内（消費税及び地方消費税額を含む）

4 委託業務

(1) 業務詳細

下記の内容による自転車新文化の普及に必要な一切の業務を行うこと。

① 子ども向け自転車教室の開催

(主な対象：幼稚園～小学生)

子どもの頃から遊びを取り入れた自転車教室を通じて、自転車の操作技術や正しい交通安全・マナーなどの知識の向上を図ることで、「自転車に乗ることが楽しい」という感情を子どもたちに喚起させるとともに、「歩行者、自転車、自動車等がお互いの立場を思いやる気持ち」を基本として道路を安全に共有する」というシェア・ザ・ロードの精神を啓発し、将来の優良ドライバーやサイクリストを育て、サイクリングを通じて、「自転車新文化」を普及するため、子ども向け自転車教室を開催すること。

ア 東・中・南予地域で計7回以上開催すること。(保護者同伴が原則)

イ 年齢やスキルに応じてクラス分けをすること。

ウ 参加者から応分の費用負担を求めることは可能とする。(参加費を徴収する場合は、事業の質の向上に活用すること。)

② 親子3世代参加型サイクリングの開催

(主な対象：幼稚園～小学生及びその保護者)

上述の子ども向け自転車教室に参加した子どもとその保護者（親、祖父母等）が参加し、親子3世代でサイクリングの楽しさや生きがいを感じるサイクリングイベントを1回以上開催し、ファミリー層への普及を図る。

(2) メディアや媒体等を活用したPRの実施

子ども向け自転車教室及びサイクリングイベントを開催するにあたり、効果的に告知するため、時期や対象を勘案して、SNS広告やチラシの配布等を活用した宣伝を実施する。(具体的なPRの提案を含む。)

(3) 想定費用

子ども向け自転車教室等の開催：7,000千円

(4) 成果品の提出

受託者は委託業務終了後、下記により速やかに業務実施報告書(様式任意)を提出すること。同報告書には、子ども向け自転車教室等開催事業を実施したことが証明できる書類及び写真等を添付すること。

○作成部数 1部

○提出先 愛媛県自転車新文化推進協会

(事務局：愛媛県企画振興部自転車新文化推進課)

5 著作権等の取扱い

(1) 著作権者

著作権(著作権法第27条及び第28条に規定する権利を含む。)は、愛媛県自転車新文化推進協会に帰属する。

(2) 第三者への使用許諾

第三者への使用許諾は、広告の使用について適当と認められる場合に限り、愛媛県自転車新文化推進協会が行うものとする。

(3) 権利関係の処理

①素材に含まれる第三者の著作権、肖像権その他全ての権利についての交渉、処理は受託者が行うこととし、その経費は受託料に含むものとする。

②受託者又は委託者が従前から所有していた写真等を使用する場合も前記のとおりとする。

③第三者からの異議申し立て、紛争の提起については、全て受託者の責任と費用負担で対応するものとする。

④著作権の取扱いについて、ここに記載のない事項については、愛媛県自転車新文化推進協会と受託者で協議のうえ処理することとする。

6 その他留意事項

(1) 委託業務の推進にあたっては、実施内容を事前に協議するなど、愛媛県自転車新文化推進協会との緊密な連携のもと、迅速かつ効率的・効果的な遂行を心掛けることとする。

(2) この仕様書に定めのない事項については、必要に応じ愛媛県自転車新文化推進協会と協議のうえ処理するものとする。